

制限措置(下関水産振興局管内のうち日本海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	機船船びき網	さより船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下)	別記1	11月1日から翌年5月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
2	ごち網	雑一そうごち網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下)	別記1	5月1日から10月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
3	刺し網	とびうお流刺し網	定めなし	定めなし	山口県外海	4月1日から8月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
4	刺し網	さわら流刺し網	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
5	刺し網	さより囲刺し網	定めなし	定めなし	別記1	11月1日から翌年5月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
6	刺し網	ぼら囲刺し網	定めなし	定めなし	別記2	11月1日から翌年3月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
7	刺し網	自家用釣り餌料の採捕を目的とするさんま流刺し網	定めなし	定めなし	別記3	11月1日から翌年3月31日まで	山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、釣り又ははえ縄を使用して行う漁業を営む者	○	○
8	建網	追込式建網	定めなし	定めなし	別記4	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
9	建網	追込式建網	定めなし	定めなし	別記5	1月1日から12月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

制限措置(下関水産振興局管内のうち日本海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
10	建網	追込式建網	定めなし	定めなし	別記5及び別記6	1月1日から12月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
11	建網	沖建網	定めなし	定めなし	山口県外海ただし第2種共同漁業権設定区域を除く	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
12	敷網	棒受網	15トン未満	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
13	すくい網	すくい網	15トン未満	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
14	いか巣網	いか巣網	定めなし	定めなし	別記1の区域ただし第2種共同漁業権設定区域を除く	2月15日から4月30日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
15	小型機船 底びき網	手繰第二種 (なまここぎ 網)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記7	11月1日から翌年3月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつ小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)の許可を有する者	○	○
16	かご	ふぐかご	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
17	かご	筒	定めなし	定めなし	別記8	1月1日から12月31日まで	山口県下関市豊北町、豊浦町に漁業根拠地を有する者	○	○
18	かご	筒	定めなし	定めなし	別記9	1月1日から12月31日まで	平成17年2月12日における山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○

**制限措置(下関水産振興局管内のうち日本海に係るもの)**

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
19	かご	雑魚かご	定めなし	定めなし	別記10	1月1日から12月31日まで	山口県下関市の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○